

答 申

1 審査会の結論

四日市市長（以下「実施機関」という。）が、令和元年10月15日付け農水第1017号-2-(1)（整理番号第615号）で行った行政情報開示決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人（以下「請求人」という。）が四日市市情報公開条例（平成12年四日市市条例第63号。以下「条例」という。）に基づいて令和元年9月30日付けで行った行政情報の開示請求に対し、実施機関が令和元年10月15日付けで行った行政情報開示決定について、開示された行政情報は請求人が開示を求めたものではないとして、これを取消したうえで、不存在決定することを求めるものである。

3 請求人の主張要旨

請求人が審査請求書、反論書及び口頭による意見陳述で主張した内容の要旨は、次のとおりである。

- (1) 開示を求めた行政情報は、平成29年12月から同月に行われた一般管理の受付の次の一般管理の受付日である平成30年12月までの間に「四日市市農業振興地域整備計画の変更における農用地区域除外基準」（平成15年9月4日制定。以下「除外基準」という。）の見直し修正に関して四日市市農水振興課が三重県と行った協議の内容、当該協議を受けて市の関係部局等と協議した内容、及び地元への説明内容が分かる行政情報である。
- (2) これに対し、実施機関が令和元年10月15日付けの行政情報開示決定によって開示した行政情報は、令和元年5月7日に四日市市農水振興課が三重県四日市農林事務所及び三重県農地調整課と協議をした内容の記録（以下「開示情報」という。）であった。
- (3) 開示情報は、令和元年5月7日の協議についての記録であり、請求人が求めている平成29年12月から平成30年12月までの間に行われた協議についての

記録ではない。

- (4) 請求人は実施機関に対して「次回の一般管理までに除外基準を見直してほしい」という内容の依頼を繰り返してきた経緯があり、かかる経緯について実施機関は承知していた。さらに、本件開示請求を行った際にも、実施機関の担当者に対し、かかる依頼に対する実施機関の対応が分かる行政情報の開示を求める趣旨である旨の説明を口頭で行っている。したがって、開示請求書の記載から期間を限定していることが読み取れなかったとしても、平成29年12月から平成30年12月までの間に行われた協議に係る行政情報のみを開示請求の対象にしていることは、実施機関は十分に認識していたはずである。
- (5) また、開示情報は、農用区域からの除外希望が出された案件の除外を認めるか否かという個別事案についての協議内容を記載したものであり、「除外基準の見直しに関する協議」を記録したものではない。(3)及び(4)の主張が認められないとしても、開示請求書に記載した「除外基準の見直しに関する協議」に係る行政情報に該当しないことは明らかである。
- (6) 請求人は、請求人に約束したにも関わらず除外基準の見直しについて協議・検討を行わなかった実施機関の不誠実な対応を明らかにする目的で本件開示請求を行ったものである。実施機関が、開示対象となる行政情報が存在しないにも関わらずあえて開示対象ではない行政情報の開示決定を行ったのは、自らの不誠実な対応を押し隠そうとするものであり、容認できない。行政情報の開示制度においては、開示対象となる行政情報が存在しなければ端的に行政情報の不存在決定を行うべきであり、実施機関の決定は取り消されるべきものである。

4 実施機関の主張要旨

実施機関が弁明書及び口頭による意見陳述で主張した内容の要旨は、次のとおりである。

- (1) 開示請求書には、「平成29年12月以降三重県と同基準の内容について協議し～」と記載されている一方、平成30年12月までに行われた協議に限定する旨の記述はない。また、本件開示請求の前から除外基準の見直し修正等に関して請求人とのやり取りは存在したものの、それらのやり取りは、本件開示請求の対象を平成30年12月までに行われた協議の記録に限定すべきであると実施機関において判断できるような性質のものではなかった。加えて開示請求の際に、

請求人から期間についての補足説明はなく、平成29年12月以降の協議に係る行政情報を開示対象とすることは、誤った処理とはいえない。

- (2) 開示対象とした令和元年5月7日の協議に係る記録には、請求人が主張するとおり個別事案についての協議に係る記録も記載されているが、除外基準について協議した内容についても記録されており、かかる記録を開示対象とすることは、誤った処理とはいえない。

5 審査会の判断

(1) 基本的な考え方

条例の目的は、市民の知る権利を尊重し、行政情報の開示を適正に請求する権利につき定めること等により、市の保有する情報の一層の公開を図り、市民による参加の下、市民と市との協働により、公正で民主的な市政を実現するというものである。

したがって、当審査会における具体的事案の審理に際しては、情報公開の趣旨を尊重し、条例を厳正に解釈して、審議するものである。そして、当審査会は、請求人及び実施機関の主張を具体的に検討した結果、次のとおり判断する。

(2) 開示情報の妥当性について

ア 期間の限定について

請求人は、本件開示請求は平成30年12月までの間に行われた協議の記録を対象にしていると主張するが、開示請求書からかかる期間の限定を読み取ることができない。この点について、請求人は、開示請求に至るまでの経緯等や開示請求手続の際に実施機関に対して行った説明の内容から、実施機関は期間の限定について認識していた、あるいは認識できたはずであったと主張するが、実施機関は、そのような判断は不可能であったと主張する。

この点、請求人が、口頭による意見陳述において当審査会に対して説明した経緯等は、請求人が平成30年12月までの間に行われた協議に対して関心を持っていることを示すものであった。しかしながら、本件開示請求の対象について、平成30年12月までの間に行われた協議のみに限定する旨の請求人の意思を、かかる経緯等から、実施機関が認識することはおよそ不可能であったといえる。また、請求人から提出された全資料及び口頭による意見陳述の全趣旨から、開示請求の手続の際に、請求人が開示対象を限定する旨の説明をした事実を認めるこ

とはできなかった。

したがって、平成30年12月より後に行われた協議に関する記録についても開示請求の対象として開示を実施した実施機関の判断に特段の不合理は認められない。

イ 開示情報に記載された協議の内容について

請求人は、開示情報は個別事案についての協議内容を記載したものであって除外基準の見直しについての協議の記録ではないと主張するのに対し、実施機関は、開示情報には個別事案のみならず、除外基準の見直しについての協議についても記載されていると主張する。

当審査会において開示情報を確認したところ、少なくとも実施機関が除外基準の妥当性について三重県の見解を確認した内容が記録されており、これを「除外基準の見直しにかかる協議」についての行政情報と整理することは誤りとはいえない。

(3) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のように判断する。

6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和2年 9月 2日	・ 諮問書受理
令和2年10月 5日	・ 審議（令和2年度第1回審査会合議体）
令和2年12月 8日	・ 審議（令和2年度第2回審査会合議体）
令和4年 2月17日	・ 審議（令和3年度第1回審査会合議体）
令和4年 4月19日	・ 審議（令和4年度第1回審査会合議体）
令和4年 6月10日	・ 審議（令和4年度第2回審査会合議体）
令和4年 7月22日	・ 審議（令和4年度第3回審査会合議体）
令和4年 8月30日	・ 審議（令和4年度第4回審査会合議体）
令和4年10月 3日	・ 審議（令和4年度第5回審査会合議体）
令和4年10月31日	・ 審議（令和4年度第6回審査会合議体）
令和4年12月 9日	・ 審議（令和4年度第7回審査会合議体）
令和5年 2月13日	・ 答申